

議案第 1 4 号

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 8 月 5 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市自転車駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 6 年君津市条例第 2 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 6 年君津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「使用料の徴収等」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第 10 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「別表に定める使用料を納付しなければならない」を「指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 11 条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第 11 条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 12 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「納付された使用料」を「支払われた利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が相当」を「指定管理者が特別」に改める。

別表中「第 10 条」を「第 10 条第 2 項」に、「使用料」を「金額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 省略

(2) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(3)～ (5) 省略

(利用料金)

第10条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第10条第2項）

君	区 分		利用単位	金 額	
				一般	学生
			1 月	5 2 0 円	2 6 0 円

現 行

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 省略

(2) 駐車場の使用料の徴収等に関する業務

(3)～ (5) 省略

(使用料)

第10条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第10条）

君	区 分		利用単位	使 用 料	
				一般	学生
			1 月	5 2 0 円	2 6 0 円

津 駅 北 口 自 転 車 駐 車 場	自 転 車	定期利用	6 月	2, 9 8 0 円	1, 4 8 0 円
			1 2 月	5, 6 6 0 円	2, 8 3 0 円
		一時利用	1 回	5 0 円	5 0 円
	原動機付自転車及 び普通自動二輪車	定期利用	1 月	7 8 0 円	4 1 0 円
			6 月	4, 4 7 0 円	2, 3 9 0 円
			1 2 月	8, 4 9 0 円	4, 5 2 0 円
		一時利用	1 回	1 0 0 円	1 0 0 円
	省略				

備考 省略

津 駅 北 口 自 転 車 駐 車 場	自 転 車	定期利用	6 月	2, 9 8 0 円	1, 4 8 0 円
			1 2 月	5, 6 6 0 円	2, 8 3 0 円
		一時利用	1 回	5 0 円	5 0 円
	原動機付自転車及 び普通自動二輪車	定期利用	1 月	7 8 0 円	4 1 0 円
			6 月	4, 4 7 0 円	2, 3 9 0 円
			1 2 月	8, 4 9 0 円	4, 5 2 0 円
		一時利用	1 回	1 0 0 円	1 0 0 円
	省略				

備考 省略